

## むつ市消防団応援の店実施要綱

令和4年12月28日

むつ市告示第190号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の加入促進及び福利厚生の実を図り、ひいては地域防災力の向上を目的として、むつ市に所在する事業所、店舗等（以下「事業所」という。）がむつ市消防団員及びその家族等（以下「団員等」という。）に対して、サービス等を提供し支援するむつ市消防団応援の店（以下「消防団応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 消防団応援の店は、前条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱に定めるサービス等とは、団員等が受けることのできる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈を始めとした各種サービスのことをいう。
- 3 提供するサービス等の内容及びその対象者については、各事業所が定めるものとする。

(登録)

第3条 消防団応援の店に登録しようとする事業所は、むつ市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、消防団応援の店に登録する。ただし、次の各号に該当する事業所については、登録を行わないものとする。
  - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有するもの
  - (3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
- 3 市長は、前項の登録を行った事業所に対して、むつ市消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 消防団応援の店に登録された事業所は、交付された表示証を事業所の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団応援の店に登録された事業所は、表示証の画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告に表示することができる。

(事業所の公表)

第5条 市長は、消防団応援の店の名称、所在地及びサービス等の内容を、市ホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更)

第6条 消防団応援の店は、第3条第2項の規定により登録された内容を変更しようとするときは、速やかにむつ市消防団応援の店登録内容変更申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第7条 消防団応援の店の登録を廃止しようとするときは、速やかにむつ市消防団応援の店登録廃止申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、消防団応援の店として登録が適当ではないと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(利用証の提示)

第9条 団員等は、消防団応援の店からサービスの提供を受けるときは、むつ市消防団応援の店利用証(以下「利用証」という。)を提示するものとする。

2 利用証を不正に使用し、消防団応援の店に損害を与えたとき、その責任は当該利用証所有者が有するものとする。

3 団員等は、退団等によりその身分を失った場合は、速やかに利用証を市長に返納しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この要綱の施行の際、施行日の前日までに第3条第1項の規定に相当するものとしてなされた申請については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。